

質問者:公明党 横山信一議員

横山信一議員



本日の証人喚問は与党・公明党としても賛成をしたものでございます。それは、国民共有の知的財産とも言える公文書の書き換えという重大問題の発生に対して、国民の関心も高い。そしてまた、その書き換え問題の内容というのは佐川氏の答弁に関わるところが多いということで、やはりこれはご本人に確認しなければいけない。そういう事項が多いということで賛成をいたしました。

そういう意味では、これまでの質問と若干重なる部分もございませけれども、この書き換え問題について国民の関心の高い部分についてお聞きをしたいと思います。まず、証人はこれまで森友学園の国有地の売却は法令に基づき適正な手続き価格で処分されたものであり、政治家などからの不当な働きかけは一切なかったというふうに答弁をされております。しかし、書き換えられた内容が広範多岐に渡るので、やはり財務省幹部あるいは政治家など、関与があったのではないかと。先ほど来も質問が出ておりますけれども、私も3月14日の本委員会で財務大臣にこのことをたどしました。大臣からは、不当な圧力というようなことはないと思うというふうに答弁がございましたけれども、改めて伺いいたしますが、政治家などからの不当な働きかけはないということよろしいですか。

佐川宣寿証人



先ほど、昨年の国会答弁中ずっと勉強しておりまして、その経緯を見ておりますけれども、そういう不当な働きかけはございませんでした。

横山信一議員

政治家や総理夫人の記述というのは、特例承認の決裁文書のこれまでの経緯という部分にありますけれども、ここで言うところの特例承認は何の特例を求めているものなのか説明いただきたい。

佐川宣寿証人

基本的に国有地の売却処分に関しましては、売却が原則でございます。ただ、いろんな事情がありまして、地方公共団体で一時期貸付をした後、例えば予算が通ったらそこを買って公園にするとか、そういうことはございます。従いまして、貸し付ける期間というのは比較的短くてその後売るといったようなことが前提になって通達が出来上がってございまして、そういう意味で貸付の期間貸付の期間3年というふうに通達に書いてございます。ただ、これによらないいろいろなケースがあるでしょうから、通達上、これによらない場合は、本省の承認を持って変えることができるというのが特例承認通達でございます。籠池理事長の森友学園との関係では、7年8年間貸し付けをした後に買いたいということで、この3年に合わないということでございまして、財務局としても、どうしてもこれは売りたいという宣告した処分を積極的に行いたいという趣旨で定期借地契約にしておりまして定期借地契約というのは法令上、最低10年ということでございますので、3年という通達に合わない、したがって本省の特例承認が要るということで、本省が特例承認をしたというのは経緯でございます。

横山信一議員

3年の定期借地権を10年に延長するということは、今のご説明にもありましたけれども、通達によらないものなので特例承認として本省決済になったものであります。これは貸付から売買するための重い判断でありますけれども、

ここのいわゆるこれまでの経緯という部分に政治家らから陳情、あるいは総理夫人の記述というのが載っているわけですが、こうした情報というのは本省にとって必要な情報だったと思いますか。

佐川宣寿証人

大変恐縮ですが、書き換えが行われた決裁文書に関する記述については、ちょっと答弁を差し控えさせていただきますが、一般論として、そういう何か政治的な問い合わせみたいな記述がどこまで必要だったのかという点については、ちょっと、その実際に契約そのものは不動産鑑定にかけて法令に基づいてやっているわけでごさいます、不動産鑑定士のところに誰か操作をするということできないわけでごさいますので、そこはちょっと私としてはよくわからないところでごさいます。

横山信一議員

書き換えられた決裁文書から私が比較して読んだかぎりにおきましてはですね、今まで言われてきたこと、あるいは、報道されてきたことばかりでごさいました。改めて新しい事実が出てきたということではないというふうに思っております。だからこそ、なぜ書き換えが必要だったのかということが疑問に思ってしまうわけですが、確かに証人が理財局長当時の答弁というのですね、不当な働きかけが一切なかったので記録は保存されていないとかですね、言い切っていたので、決裁文書との整合性がとれなくなったというのは確かではあります。佐川氏のご答弁によりますと、文書管理規則に基づいての当時の答弁だったので丁寧さを欠いていたというようなご発言がごさいましたが、こうしたことってというのは、当時の理財局長当時ですね。資料を確認することができなかったという、そういうことなんでしょうか。

佐川宣寿証人

それは私の落ち度でありまして、本当にできなかったのかと言われれば、それはできたのかもしれない。ただ、やはり言い訳になります、ああいう状況、大変な、局内の騒然とした状況の中でやはりそれを怠ったということであると思えます。申し訳ない。

横山信一議員

公文書は国民の財産です。それだけに、決裁文書の書き換えを誰が指示したのかというのは国民の多くが注目しているところであります。財務大臣はですね、理財局からの指示で書き換えが行われた、あるいは佐川氏の国会答弁に誤解を受けることのないようにするために行われたというふうに答えております。また、今の太田理財局長は、佐川局長の関与というか、度合というか、そういうものが大きかったというふうに答えております。そこでお伺いしますが、この書き換え問題への関与の程度について、どのような認識を持っておられるのか。

佐川宣寿証人

大変本当に恐縮でごさいますが、書き換えの経緯とか、この決裁文書の書き換え、私がどういうふうに関与したのかとか、そういう決裁文書に関する認識の時期とかってということにつきまして、まさに今、捜査の対象になっていると考えられますので、その点につきましては刑事訴追のおそれがありますので、ご答弁を差し控えさせていただきますたいと思えます。大変申し訳ございません。

横山信一議員

先ほどのご発言の中でですね、当時の理財局長としての責任を重く受け止めているというご発言がごさいました。このご発言というのは、今の理財局をかばっているようにも見えるんですね。

しかし、先ほど来申し上げているように、公文書の書き換えというのは国民の財産を書き換えたということでありますから、この事案というのは大変な大きな問題だと。当時の理財局長としての責任ということだけでは済まされない。そういうふうを考えるわけです。その当時の理財局長としての責任っていうことは、これは佐川さんご自身の指示ではないということでしょうか。

- 佐川宣寿証人　　大変申し訳ありません。私のまさに関与の度合、関与を有無、あるいはいつ知ったかの認識の時期経緯等々、書き換えられた決裁文書に関わるお話につきましては、まさに今、私自身が捜査の対象になっているということでございますので、ぜひ答弁を控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますよう。
- 横山信一議員　　書き換えが14件もあったということで、それは非常に大胆ですね。そういう意味では、理財局では公文書の書き換えが日常的に行われていたのではないかとという疑問も持ってしまうわけです。
- このことも私、予算委員会で質問いたしました。太田理財局長は、懸念を持たれるのは重々わかっているとしたうえで、これで本当にすべてというふうにお答えになりました。この太田局長の言葉を信じて良いのかどうか。お答え願います。
- 佐川宣寿証人　　こういう国有の個別案件の決裁文書の書き換えが行われたということは事実でございますので、それは懸念を持たれるのは本当に、そういう当然だろうというふうに思います。ただ、その他の文書について、今、私の立場であったのかなかったのかというのは調査の資料もございませんので、その点については私でコメントいたしかねるということでございます。
- 横山信一議員　　はい。参考人がですね、答弁をする際には、担当する部局において、記録に基づいて事実関係を細かく精査するのが普通です。先ほど来の佐川さんのご発言では大変忙しかったと。連日連夜、質問資料要求に追われていたという中で丁寧さに欠いていたというようなご発言でございましたけれども、そうは言っても、やはり公式の場での発言になりますので、それはそれなりに十分という認識はなかったのかもしれませんが、準備をして臨んでいるわけです。そういう意味から言うとですね。書き換え前の決裁文書とそれから佐川さんの答弁当時の答 弁の間にそごが生じるとはなかなか考えづらいものなんですね。
- そこで、私、この委員会で答弁が先かそれとも書き換えが先かということをお今の太田理財局長に質問いたしました。太田理財局長から答弁が先というふうにお答えが返ってまいりました。そうしますと、佐川さんは、答弁内容と決裁文書との間でそごが生じるということをお認識したうえで決裁文書と異なる答弁を繰り返したということになるんですけど、この点どうでしょうか。
- 佐川宣寿証人　　今の委員のそういうご疑問になるんだろうというふうに思います。従いまして、財務省がどういう調査をしていくというご発言をしているかということはお、課題があると思っておりますが、私自身がそれにお答えしますとですね、まさにこの決裁文書を私、存在をいつ知ったのかという話にまさにすぐに結びつくわけでございます。そういう意味では大変申し訳ございませんけれども、今の告発されている状況で、刑事訴追のおそれがある中で、その点について私が答弁するというのはぜひ控えさせていただきたいというふうに思っております。
- 横山信一議員　　先ほどの小川委員のご質問の中にもありましたけれども、答弁書というのは、応答要領とかですね、それに沿って、答弁が作られていくわけなんです。応答要領のラインっていうのは、これは局長が指示されるものですよ。どうでしょう。
- 佐川宣寿証人　　こういう個別案件でございますと、現場でいろいろ地方ともやり取りをしながら調べて、担当補佐なり、その上の人なりが書くんだと思っておりますので、そういう個別の案件について、私がこの知識もないのに指示をしたりはできないこととございますので、そういう意味では、夜、朝、上がってきた答弁を読み込ん

でいたというのが実態でございます。

横山信一議員

ご自身で指示はしてないってことですか。

佐川宣寿証人

さまざまなご質問がありましたので、それはちょっと今、子細に何か具体的には申し上げませんが、ものによっては、これはこう答えたほうがいいのかってことを言ったかもしれませんが、基本的に、事実関係についてはやはりこれ現場でないとわからないことというのが多かったように思います。

横山信一議員

それは、要するにその資料取り寄せるのが間に合わなかったという。それは、部下の皆さんはしていたけれども、当時の佐川さん自身はその資料を確認するということではできなかったということですか。

佐川宣寿証人

ちょっと具体的にどういうことでご質問いただいているかあれですけども、私自身は、こういう質問でこういう答えが来てたら、これはこういうことなのかなと自分なりに理解して答弁をしていたということでございます。

横山信一議員

もう時間がありませんので、最後の質問にしたいと思いますけれども、今、大阪地検の捜査が進行中ですので、いずれすべては明らかになるんであります。きょうの委員会というのは、証人自身が国民に向けてメッセージを発する貴重な機会でもあります。現在、当時の理財局長として国に尽くされてきたといういろんな思いもあろうかと思うんでありますが、この森友学園への国有地売却に対して、理財局、そして、佐川さんご自身はどのように向き合ってきたのか、最後、お伝えいただきたいと思っております。

佐川宣寿証人

一言で申しますと、貸付も売却もそこは不動産鑑定にかけて法令に基づいて職員が行ったというふうに考えてございます。